

## お知らせ 賃借料を伴うご契約について 初めて農地中間管理機構をご利用の皆様へ

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素より農地中間管理事業にご理解ご協力いただきお礼申し上げます。

初めて農地中間管理機構(以下「機構」という。)で、賃借料を伴うご契約を結ばれた皆様にお知らせです。

賃借料については後払いとなります。毎年11月中旬にその年の契約期間分の金額のお支払い通知・請求書がお手元に届きます。こちらは、署名又は、記名押印いただきご提出いただいたご契約内容に則っております。

耕作者様におかれましては、何卒ご理解いただき、請求書の通りにお振込みくださいま  
すようお願い申し上げます。地権者様におかれましては、お支払い通知通りにお振込みい  
たしますので、ご了承ください。

機構とのご契約以前（下記例の対象外期間）の、地権者様・耕作者様間のご契約（従来のご契約）期間に関する金銭につきましては、別途ご本人様同士でご精算をお願いいたします。

既に地権者様・耕作者様間で、機構とのご契約期間を含む本年分の賃借料をお受け取り・お支払いがお済の場合でも、機構からお支払い通知・請求書が届きます。耕作者様は機構へお振込み、機構から地権者様へお振込みというご契約に切り替わっておりますことをご承知おきください。

【例 ご契約開始日が5月、ご契約期間が2年間の場合】

◎ 2025年 ※この場合、4月までの賃借料はご本人様同士でご精算をお願いいたします。

◎ 2026年 ※ご契約書の通りに賃借料1年分をお支払い・請求いたします。

◎ 2027 年 ※ご契約を更新する場合は、ご契約の満了の年まで 1 年分お支払い・ご請求いたします。